

**杉並区環境基本計画の改定について  
(答申)**

**平成 25 年 7 月**

**杉並区環境清掃審議会**

## はじめに

杉並区は、環境の保全に関する施策を総合的に推進し、地球環境問題の解決に向けて地域から貢献していくため、平成 8 年に杉並区環境基本計画を策定した。その後、同計画は環境問題をめぐる内外の動向の変化に対応するために二度にわたり改定が行われ、現行の環境基本計画は平成 22 年に平成 25 年度までを計画期間として改定されたものである。

改定後 3 年が経過し、この間、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、エネルギー問題など環境分野を取り巻く社会状況は大きく変化し、新たな課題に立ち向かう必要が生じた。

また、地球温暖化対策について、京都議定書に基づく「第一拘束期間」（平成 20 年～24 年）が経過して以降、国は、削減目標を定める等の明確な政策方針を示していない。国は、平成 25 年中に削減目標を定めるとしているものの、先行きは不透明であり、地域自らの判断と責任で地域として実施すべき施策を推進していかなければならない。

こうした中、区は、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」を杉並区の将来像に掲げた新しい杉並区基本構想と総合計画を平成 24 年 3 月に策定した。

平成 24 年 7 月、上位計画である総合計画と整合を図り、新たな課題に対応するため、環境基本計画の改定について、杉並区長から杉並区環境清掃審議会へ諮問がなされた。

本審議会では、検討部会を設置して議論を重ね、このたび、審議会として次のとおり答申する。

## 1 基本的事項

### (1) 位置づけ

杉並区環境基本計画は、杉並区環境基本条例第 9 条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくための計画等（環境配慮行動指針を含む）として策定するものであり、清掃・リサイクル分野に関する「杉並区一般廃棄物処理基本計画」、エネルギー施策の方針である「杉並区地域エネルギービジョン」、都市整備分野の総合方針である「杉並区まちづくり基本方針」、緑地の保全及び緑化の推進に関する「杉並区みどりの基本計画」、良好な景観の形成に関する「杉並区景観計画」といった区の策定する他部門の計画、個別計画等と相互に連携しながら、区の環境施策を展開していくための基本的方向性を示すものである。

また、杉並区基本構想に定める杉並区の将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」の実現に向けた環境分野における計画である。

改定にあたっては、平成 24 年 3 月に策定された「杉並区基本構想」「杉並区総合計画」との整合性を図るとともに、国や都の新たな政策の動向等にも配慮する必要がある。

### (2) 計画期間

杉並区総合計画の計画期間との整合を図り、平成 25 年度から平成 33 年度までとする。

### (3) 取組の主体

環境問題の解決には、区民、事業者、行政それぞれが役割と責任を分かち合い、取組を進めていくことが必要不可欠である。

本計画は、区が取り組むべき環境施策を示す行政計画であると同時に、区民・事業者・区がそれぞれに行動すべき指針を示すものとする。

## 2 現状と課題

これまでの取組を現行計画の5つの基本目標に沿って、以下のとおり評価する。

### 基本目標Ⅰ 持続的発展が可能なまちをつくる

区は、地球温暖化対策として、太陽光発電機器や高効率給湯器などの設置助成や省エネ展示相談・出前講座事業により、家庭を中心とした身近な省エネルギー行動の推進と再生可能エネルギーの利用拡大に努めてきた。

取組の結果、太陽光発電普及率2.0%という目標については、平成24年度に達成し、再生可能エネルギーの普及は、徐々に進んでいると評価できる。一方、エネルギー消費量は、平成22年度実績で平成18年度より約6.3%減少しているものの、エネルギー消費量の約半分を占める家庭部門においては増加傾向にある。二酸化炭素排出量については、平成2年度比で2%削減という目標を掲げてきたが、平成22年度実績では、平成18年度より約1.4%の増、平成2年度比で約9%の増となっており、特に家庭部門・業務部門で増加している。

住宅都市である杉並区においては、エネルギー消費量の約4分の3を占める家庭部門・業務部門において省エネルギーを進めることが肝要であるが、両部門における省エネルギーへの取組がまだ十分には進んでいない。

なお、東日本大震災の電力不足を契機に節電意識の高まりが見られ、「杉並区地域エネルギービジョン」区民アンケートによると、区民87%、事業所92%が東日本大震災後、節電に取り組んだと回答している。こうした節電への取組を一過性のものとせず定着化していくことが課題である。

循環型社会構築に向けて、区は、区民一人1日当たりのごみの排出量を平成25年度に340gとする目標を掲げて取組を進めてきた。ごみの分別の周知のため、「ごみ・資源の収集カレンダー」の全世帯配布や、広報・HPや清掃情報紙により普及・啓発を図ってきたが、単身者・学生・外国人等が多く居住している中小規模の集合住宅において、分別が徹底されていない状況が見受けられ、こうした層への周知が課題である。また、家庭ごみの約37%を占める生ごみの減量は大きな課題であり、区は、コンポスト容器や生ごみ処理機の購入費助成や水切りをお願いをしてきた。集団回収については、実施団体に対する必要物品支給等の支援により促進を図り、実施団体、回収量ともに増加傾向にある。

取組の結果、区民一人1日当たりのごみ排出量は、平成24年度実績で528gと、平成20年度の排出量565gから着実に減少している。ごみ減量対策は、一定の成果があがっていると評価できるものの、家庭ごみ有料化と戸別収集を念頭に設定された340gという現行計画の目標からは乖離している。ごみの大幅な減量を目標に、ごみの有料化及び戸別収集の導入について検討されたところで

あるが、導入に向けて区民による合意形成を目指した議論がなお必要な状況である。

## **基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる**

大気汚染については、区内の測定室（都測定室2箇所、区測定室4箇所）における測定結果によると、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成し、汚染状況は改善されつつあるが、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、環境基準を超えている。微小粒子状物質（PM2.5）については、健康への影響に対する懸念が高まり、平成21年に国の環境基準が定められた。都内では、この10年でPM2.5の年間平均濃度は減少しているが、環境基準は達成できていない。

大気汚染の要因としては、自動車などの移動発生源、工場・事業場など固定発生源など様々な発生源があり、国や都と連携し、総合的・広域的に対策を進める必要がある。住宅都市である杉並区においては、自動車に起因する大気汚染を低減することが対策の中心となり、低公害車の普及、徒歩や自転車、公共交通機関の利用の促進による自動車交通量の削減などにより自動車からの排出ガス低減を進めることが重要である。区は、自転車利用環境向上のため、自転車駐車場整備や、公共交通機関の便の向上のため、コミュニティバス「すぎ丸」の新規路線検討を進めてきた。自転車駐車場の整備は着実に進んでいるが、自転車利用促進に向けては、走行空間の確保や自転車利用者のマナーが課題となっている。また、コミュニティバスについては、道路幅やコストといった課題の解決が難しく、新規路線の設定には至っていない。

化学物質については、区は、取扱事業者に対し、定期的な適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や排出量削減等の指導を行ってきた。光化学オキシダントの要因ともなるVOC(揮発性有機化学物質)については、区内における主な発生源であるクリーニング店、印刷業、塗装業などの事業者に対し、排出量削減に向けた啓発を行ってきたが、より一層の排出抑制が課題となっている。

水質汚濁については、下水道が合流式で整備されているため、大雨時には下水の一部が公共用水域に流出し水質汚濁を引き起こしている。環境基準は達成しているが、経常的な水質改善には、合流式下水道の改善が課題である。

## **基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる**

区内の緑被率は、徐々に改善してきており、平成19年度21.84%から平成24年度22.17%と増加している。

杉並区においては、みどりの約7割を民有地のみどりが占めており、公共の

みどりの保全・創出とともに、民有地のみどりを守り、育てることが重要である。区は、公園整備や公共施設の緑化、エコスクールの一環としての校庭の芝生化などに取り組み、公共空間における緑化を進めるとともに、生け垣や屋上・壁面緑化、樹木・樹林の維持経費の一部助成、建築時の緑化指導を行ってきた。平成19年度と平成24年度を比較すると、壁面緑化は8,200㎡から25,231㎡と約3倍増加、屋上緑化は35,015㎡から70,984㎡と約2倍増加、接道部（道路に面した部分）の緑化率は23.03%から24.76%と増加し、一定の成果をあげている。一方、農地などのまとまったみどりは減少している。屋敷林等のみどりを個人で守り続けるには限界があり、所有者の負担軽減や地域との協働による保全が課題となっている。また、保護樹林・樹木の枯死・倒木やビオトープ・落ち葉溜め設置後の維持管理が適切に行われていない事例が見受けられ、みどりの維持管理への更なる対策が課題となっている。

地域における取組としては、花咲かせ隊や公園育て組といったボランティア活動、区民が主体となったまちなかのみどりを増やす取組が広がっていることは評価できる。また、区民・事業者とともに公共のみどりに民有地のみどりをつなげる取組として、高円寺エリアをモデル地区として実施している「高円寺みどりのベルトづくり」は、企業と住民が連携したまちの緑化のためのコミュニティづくりにもつながっている。

自然生態系保全に向けては、生物多様性に配慮した公園づくりや、希少種の植物の自生場所の保全、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業に取り組んできた。また、杉並の自然環境の実態を把握し、保護に役立てるため、区民参加による自然環境調査を定期的実施してきており、その継続性は評価されているところであるが、成果の活用が課題となっている。

#### **基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる**

区では、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」に基づき、区内全域での歩きたばこやポイ捨てを禁止している。喫煙に関するルールとマナーの遵守について広く区民に周知するとともに、区内巡回パトロールなどを実施してきた結果、歩きたばこや路上の吸殻は少なくなってきた。また、地域の美化活動などのボランティア活動により、区民が主体となって清潔で美しいまちをつくる取組が広がっている。

一方、一部のごみ集積所においては、ごみ出しルールやマナーが守られておらず、不適正なごみの排出、集積所周辺のごみの散乱が目立ち、衛生面とともにまちの美観が損なわれている。駅の周辺の放置自転車については、通勤・通学者に対応した自転車駐車場の整備が進み、通勤・通学者による放置自転車は減少しているが、買い物客等の短時間の放置自転車が依然として多い状況にあ

る。違反広告物については、区民ボランティアの協力も得て撤去しているものの、心ない業者による掲出が後を絶たない。また、近年、適正な管理がされていない空き地・空き家等に対する苦情が増加している。

美しく清潔なまちをつくるためには、ルールの周知徹底とともに区民一人ひとりのマナーの向上を図っていくことが課題である。

良好な景観づくりに向けては、区は、杉並区景観条例、杉並区景観計画を策定し、景観計画に基づく建築物の届出や事前協議制度を通じた良好な景観形成の誘導を行い、商店街のカラー舗装化や区道の無電柱化などを進めてきた。今後、武蔵野の原風景ともいえる屋敷林や歴史や文化を伝える建造物の保全なども含め、地域特性を活かした杉並らしさと魅力にあふれる景観の保全・形成を継続的に進めていくことが課題である。

## **基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる**

環境教育については、小学校や保育園等への清掃車「ごみパッケン」号の出前学習や、中学生環境サミット、環境団体との協働による環境講座や学校教育支援、親子環境教室などを実施してきた。また、小中学校の教育課程では、「杉並区環境教育指導の手引」を作成し、総合的な学習の時間等を活用した環境教育に取り組んできた。こうした取組は、環境に対する意識を子どものころから高めることに役立っており、子どもから親への波及効果も期待できる。

一方、成人への環境教育・環境学習の機会の提供及び参加は、必ずしも多いとは言えず、環境教育・学習の機会の拡大に向けて、行政のみならず区民、事業者、NPOなど多様な主体による環境教育・環境学習の取組の推進が課題である。

環境団体への活動支援としては、NPO支援基金の活用や、すぎなみ環境情報館の優先利用、情報交換の場として「環境団体連絡会」の開催などを行ってきた。登録環境団体は、39団体と平成16年度当初の23団体と比べ増加しているが、小規模な団体も多く、活動の活性化が課題となっている。また、相互の連携や区との協働についても十分に進展しているとは言えない。

すぎなみ環境情報館では、環境に関する情報収集や情報交換、交流などの活動の機会と場を提供するとともに、環境講座・講習会・イベントの開催、学校における環境学習への支援などを行ってきた。しかし、講座参加者数の伸び悩みや固定化、環境目的以外での施設利用が多い状況にある。区は、環境情報館を区民の環境活動の拠点として更に活性化させていくため、関係者による「すぎなみ環境情報館のあり方検討会」を設置した。検討会からは、事業運営体制や情報提供などにおける課題が指摘され、区は、平成26年度に向けて「指定管理者制度」を導入する方向で検討を進めている。

### 3 杉並区環境基本計画改定にあたっての審議会意見

これらの状況を踏まえ、杉並区環境基本計画の改定にあたっての審議会の意見を以下のとおり述べる。

#### (1) 目標

基本構想で掲げる「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」の実現をめざし、総合計画の環境にかかる目標「みどり豊かな環境にやさしいまち」を達成していくため、環境基本計画における目標を「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」とする。すなわち、行政はもとより、区民、事業者など、都市で生活し活動する全ての主体が力を合わせて環境に配慮した行動に取り組み、良好な環境に恵まれたまちを将来の世代に引き継いでいくことをめざす。

#### (2) 体系

現行計画では、将来像の実現に向けて以下の5つの基本目標を掲げている。

基本目標Ⅰ「持続的発展が可能なまちをつくる」

基本目標Ⅱ「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」

基本目標Ⅲ「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」

基本目標Ⅳ「魅力ある快適なまちなみをつくる」

基本目標Ⅴ「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」

この5つの基本目標は、地球環境の保全、循環型社会の構築、区民の健康の保護、生活環境の保全、自然環境保全、良好な景観の保全、各主体の参加と協働に関して、長期を展望して日々実現を目指して取り組んでいくべき目標であり、その基本的な枠組みについては、現行計画を継続するものとする。ただし、環境基本計画の目標を「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」とすると、基本目標Ⅰとの違いが理解しにくいいため、基本目標Ⅰは「低炭素・資源循環型のまちをつくる」という表現に変えることが適切と考える。

5つの基本目標について、基本目標Ⅰ～Ⅳが各環境分野における目標・施策を掲げているのに対し、基本目標Ⅴは、区民、事業者、行政の協働や普及啓発、環境教育といった環境保全を推進するための基盤として、すべての環境分野に共通するものであり、基本目標Ⅰ～Ⅳと基本目標Ⅴは並列の関係ではなく、体系を示すにあたっては、この点に留意する必要がある。5つの基本目標の並べる順番には、取組の優先度等に差異があるものではない。各基本目標における取組は、相互に関連しあって、「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市

杉並」の実現を図っていくものである。

なお、基本目標の並べ方として、第一に杉並区民の健康と生活環境の保全をうたうべきとの重要な指摘がなされたが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、地球規模の視点に立ち、かつ次世代にも環境の恩恵が享受されることの重要性を念頭に置き、杉並区及び杉並区民として、今の時点から足元から実施できることを積極的に責任を持って取り組んでいくべき事項を冒頭に掲げることにしたものである。もちろん、このことが人の健康の保護や生活環境の保全の重要性を軽んじるようなものであってはならないことは当然である。

また、交通施策のように地球温暖化防止(基本目標Ⅰ)、大気汚染対策(基本目標Ⅱ)、放置自転車対策(基本目標Ⅳ)といくつかの分野に相互に関係するものについては、施策をまとめたうえで事業を再掲するなど、関連性がわかる形で示すことが求められる。

### (3) 数値目標

現行計画では、5つの基本目標ごとに具体的な数値目標として「環境目標」「成果目標」を掲げている。現行計画の指標の中には、基本目標との関連が分かりにくいものもあり、基本目標の達成にどれだけ近づいたかの進捗状況を評価できるか、区民にわかりやすいものであるかといった観点から、より適切な指標の設定について検討すべきである。

また、先に述べたとおり、基本目標Ⅴは環境保全を推進するための基盤というべきものであり、環境配慮行動にどれだけつながったか、基本目標Ⅰ～Ⅳの目標がどれだけ達成されたかが成果とも言える。この点に留意して指標を設定する必要がある。

### (4) 各基本目標における取組

#### **基本目標Ⅰ 低炭素・資源循環型のまちをつくる**

地球温暖化対策には、エネルギー供給面の対策と需要面の対策、交通や住宅施策を含めたまちづくりにおける対策が考えられる。

供給面での対策は、一義的には国の政策であり、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、地球温暖化対策とエネルギー政策の抜本的な見直しが進められているが、現段階で国の政策の方向性は示されていない。区の権限や責任で進めることが可能なエネルギー政策には限りがあるが、区としては需要面を中心に地域レベルで取り組むべき対策を進めていくことが求められる。また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故や火力発電所の被災により

電力需給がひっ迫する事態となり、集中型電力システムの脆弱性やエネルギーの安定供給と安全性確保の必要性が改めて認識された。区として、区民の暮らしの安全・安心を確保し、環境にやさしい地域分散型エネルギー社会を構築することが課題となっている。

具体的な対策として、供給面において区での対策は限られるが、区内における再生可能エネルギーの活用拡大などにより低炭素・自立分散型エネルギーの導入拡大を図ることが求められる。

需要面においては、引き続き省エネルギーの推進、特にエネルギー消費の約4分の3を占める家庭部門・業務部門における取組の推進に重点を置く必要がある。東日本大震災後、節電の取組が進められているが、効果的な省エネルギーの取組方法の紹介や、分かりやすい情報提供をより充実させていくことが必要である。

まち全体の低炭素化を図っていくことも重要であり、建物の建替に併せ、耐震・耐火とともに住宅の省エネルギー化を誘導していくことが求められる。

現行計画では基本目標Ⅰに自動車からの二酸化炭素排出削減に向けた取組や、ヒートアイランド対策が含まれていない。基本目標Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと関連する取組でもあるが、基本目標Ⅰの中に位置づけて、取組を進めることも必要である。

現行計画においては、二酸化炭素排出量削減を目標に掲げているが、エネルギー供給に関する基本政策が国において検討されている最中であり、現段階で二酸化炭素排出量の目標を定量的に掲げることは、困難な状況にある。そこで、計画の目標としては、エネルギー消費量や再生可能エネルギーの創出量を掲げ、目標達成に向けて地域で実施できる二酸化炭素削減対策を推進していくことが現実的である。具体的には、「杉並区地域エネルギービジョン」で掲げる区内エネルギー消費量を平成22年度比で10%削減する、区内の電力消費量の2%の量を区内において再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池により発電することを目標に設定することが適当と考える。また、二酸化炭素排出量については、排出係数を固定して取組の成果が分かりやすく見えるようにするなど工夫したうえで、当面は参考目標として掲げるといったことが考えられる。なお、国のエネルギー基本政策や地球温暖化対策の基本方針が示された後には、必要に応じて見直しを行う柔軟性が必要である。

循環型社会形成のためには、区民・事業者・NPO・区等が適切な役割分担の下に、ごみの発生抑制、リサイクルの推進等に取り組んでいくことが大切である。そのため、各世帯でのごみ・資源の分別の徹底や生ごみの減量によって、資源化できるものは資源化し、ごみを減らしていくことが重要である。

ごみの減量、資源の分別には区民一人ひとりの理解と協力が欠かせない。処理の現況やコストの問題等も含めた分かりやすい情報提供を行うとともに、スマ

ートフォン用アプリケーション等、様々な情報媒体を活用し、若年層等に向けた情報発信の手法を工夫していくことも求められる。

生ごみ減量のためには、コンポスト容器の助成や水切りの推奨を継続していくとともに、事業者との連携により、消費者が排出する未利用食品等の生ごみを資源化する仕組みづくり等、新たな減量手法の研究が望まれる。また、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の一層の推進のため、粗大ごみの資源化、集団回収の推進などにも着実に取り組んでいく必要がある。「リサイクルひろば高井戸」において家具等のリサイクル販売が行われているが、粗大ごみとして多く排出される箱物家具・椅子・テーブルなどのリユースを更に進めることが必要であり、そのためにはインターネット等を活用した情報提供を進めることや、再利用に向けた区民意識の醸成にも努めていくことが必要である。また、ストックヤードについて「リサイクルひろば高井戸」という限られた建物内で保管されている現状を改善することも課題として考えなければならない。

さらに、スーパー等の事業者による食品リサイクル法に基づく食品廃棄物のリサイクルの取組みに、顧客である一般家庭から生じる生ごみのうち品質が適したものを受け入れ、生ごみから作った肥料・堆肥を食品の生産者が使用し、収穫した作物等をスーパー等が仕入れ、これを消費者が買い支えることで物質循環の輪を形成する仕組みづくりを検討することを提案する。

このほか、事業者における廃棄物の減量促進、拡大生産者責任の考え方に基づく取組の推進の働きかけを通じた発生抑制、排出抑制を一層充実させていく必要がある。ごみの有料化及び戸別収集の導入については、引き続き課題を整理し、論点を明確にするとともに、区民の中で幅広く議論を重ねていくことが求められる。

また、平成25年4月に施行した「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」や水銀条約批准に向けた動きに対応していく必要がある。とりわけ、小型電子機器等の再資源化については、家電リサイクル法とは異なり、各自治体の独自の取組が促されている。小型電子機器等のリサイクルの適正処理及び回収について、民間事業者の行う再資源化の取組の動向も踏まえた上で、具体的な課題について整理を行い、区民を含めた関係者間で議論を詰めていく必要がある。また、水銀廃棄物の適正な処理方法について早急に検討を行う必要がある。

新たな目標値の設定については、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定について当審議会でも答申した考えを踏襲し、平成33年度には区民一人1日当たりのごみ量を460g、資源回収率を33%とすることが妥当であると考えている。

## 基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

公害から人の健康・生活を守ることは環境行政の原点とも言える。高度成長期に急増した公害に対し、各種規制法令や制度の整備が進められ、環境の状況については改善が図られてきたものの、今なお、環境基準を達成できていない環境の事象があるなど、「公害」が一掃されたわけではなく、引き続き「公害ゼロ」の住みやすいまちづくりを目指した積極的な取組は継続させなければならない。

環境汚染対策は、広域的な対策の推進と地域レベルでの取組との連携が必要であり、区民の健康保護と生活環境の保全に身近な存在である区は、国や都との連携・役割分担の中で地域レベルで実施できる対策の推進に引き続き力点を置くべきである。環境の事象に関わらず、環境基準が設定されているものについては、その維持達成を計画の目標に掲げるべきであり、特に環境基準を達成できていない項目については、計画期間内に達成することを目標として掲げ、重点的に取り組んでいくことが必要と考える。区としてできる大気汚染対策としては、特に自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図る対策に重点を置くべきであり、燃料効率の高い低公害型の自動車の利用促進、徒歩や自転車、公共交通機関での移動の促進、大気汚染影響調査結果に基づく都や国などへの対策要請などを進める必要がある。自転車を利用しやすい環境を整えるために、引き続き自転車駐車場整備を進めるとともに、区内道路の状況から難しい面もあるが、安全な自転車走行空間の整備を検討すべきである。また、関係機関と連携して、南北の交通の便の改善や、開かずの踏切による渋滞の解消に向けて取り組んでいくことが求められる。

環境基準を達成できていない光化学オキシダントについては、原因となるVOC(揮発性有機化合物)の発生抑制に向け、区民への情報提供や事業者への啓発などを行っていく必要がある。

また、環境汚染の状況を適切に把握するために、各種測定を継続して実施するとともに、新たな科学的知見や状況の変化に応じて測定内容を見直す必要がある。モニタリングについては、測定箇所や測定項目の更なる充実を図るべきという意見があった。

なお、区内最大規模の工場でもある杉並清掃工場については、現在建替工事中であり、平成29年中には最新の設備を導入した新しい工場が稼働する予定があるが、周辺の環境測定を行うなど、工場の及ぼす環境影響に十分な注意を払っていく必要がある。また、工場の操業、建替に関しては、運営主体である東京二十三区清掃一部事務組合が、区と住民代表を交えた三者で構成される協議の場を設けてきたところであるが、引き続き、清掃一部事務組合と連携し、情報提供や協議を通して地域住民が安心して生活できるように努めていくべきであ

る。

PM2.5については、都は、平成25年度中に都内全測定局（78局）に自動測定器を設置し、大気環境中のPM2.5濃度の常時監視を行う方針であり、この方針のもと、区内では、現在久我山と下井草の2局で測定している。区においても、区民への情報提供を行うとともに、国が定めた注意喚起のための暫定的な指針を超過した場合の対応について検討を進めるべきである。

放射性物質についても、国・都と連動しながら環境モニタリングを継続して実施するとともに、区民に対して分かりやすい情報提供を行い、区民の不安を少しでも解消していく必要がある。

河川の水質の改善に向けては、東京都や近隣自治体と連携して合流式下水道の改善を進めていくことが望ましい。基本目標Ⅲと関連するが、水質面のみならず、地下水・湧水の保全など水環境・水循環の保全にも留意して取組を進める必要がある。

また、新たな環境影響が懸念される問題が生じた際に、区として、早期な対応ができるように体制を充実させていくことが望まれる。

### **基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる**

みどりの保全・創出に向けては、みどりの拠点となる公的な空間の緑化を引き続き推進するとともに、拠点を河川や道路沿いの緑等でつないでいくことで、みどりが連続したまちなみを形成し、都市熱環境の改善、景観の向上、生態系バランスの維持を図っていくことが重要である。また、防災の観点からもオープンスペースとなる公園の整備、河川沿いの緑化推進が求められる。なお、公園の整備にあたっては、地域特性を活かした特色ある公園づくりの観点も重要と考える。

みどりが連続したまちなみをつくるためには、区民等の協力が欠かせない。高円寺エリアにおけるみどりのベルトづくりの取組を他地区に広げていくとともに、花咲かせ隊や公園育て組、みどりのボランティアなどの活動の活性化を図っていくことが重要である。

まとまったみどりの保全を図るため、個人での維持が難しい屋敷林などについて、個人負担の軽減を図るとともに、地域共有の財産として、地域で一体となって保全していくことが必要である。

また、学校における校庭の芝生やビオトープについては、地域との連携には学校間に温度差があるが、適切な管理を行っていくためには、学校と地域の更なる連携、協働を推進する必要がある。また、駐車場の緑化、樹木生産地の維持などに取り組んでいくことも求められる。

区内を流れる神田川、善福寺川、妙正寺川の3河川は水辺環境として貴重な存在であり、安全性や治水機能を確保しながら、河川沿いの緑化と併せ、区民が水や水鳥などの

生き物と親しめる水辺として再生していくことが求められる。また、水環境・水循環の保全の観点から、雨水浸透施設や透水性舗装の整備により、地下水・湧水の保全・涵養に努めていくことが重要である。あわせて、雨水の有効活用などを促進することも必要と考える。

昭和 60 年から実施している自然環境調査は、より多くの区民、児童、生徒の参加のもと、今後も継続的に実施するとともに、環境教育などにも調査の成果が更に活用されるように工夫することが必要である。

#### **基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる**

たばこやごみのポイ捨て、放置自転車、ごみの適正排出など、美しく清潔なまちづくりには区民一人ひとりのマナー向上が欠かせない。区民や事業者への指導・啓発活動を通じてマナーの徹底を図るとともに、町会等地域と連携した路上喫煙対策や、花咲かせ隊・公園育て組や地域美化活動におけるボランティア活動を多角的に支援していくことも重要である。近年、注目されつつある管理不良の空き地・空き家等については、対策の検討に向け、まずは実態を把握する必要がある。

杉並らしい景観づくりにあたっては、「原風景」が一つのキーワードとなりうる。武蔵野の原風景ともいえる屋敷林などを、みどりの施策と連携しながら、地域の貴重な景観資源として保全を図っていく必要がある。また、荻外荘など、区内に残された歴史ある建造物の保全・活用を進めていくことも求められる。

なお、個性と美・やすらぎに満ちたまちなみづくりについては、景観に配慮したまちづくりを中心に取組を進めているところであるが、環境保全との関係が分かりにくい取組もあり、「環境」の視点からの事業の整理や表現の工夫が必要と考える。たとえば、現行計画では「買い物の便がよいと思う人の割合」が環境目標に掲げられ、魅力ある商店街づくりなどにも取り組んできたが、環境保全との関わりが分かりにくいといった意見があった。買い物の便の向上は区として取り組んでいくべきことであり、歩いて買い物に行きやすいまちづくりを進めるといったことは環境の視点からも必要なことではあるが、どちらかといえば産業振興の側面から他分野において中心的に取り組んでいくべき内容でもある。こうした主に他分野の個別計画で取り組まれている施策については、どこまでを環境基本計画の対象とするか一定程度の整理が必要と考える。

また、「持続可能な環境住宅都市 杉並」を実現する上で、短期・中期・長期の視点から都市インフラの整備や開発計画を実施することも必要だが、環境影響の未然防止を図るとともに「持続可能な環境住宅都市 杉並」の実現に一步でも近づくことができるよう、環境アセスメント制度又はそれに準じた方法を的確に活用することが必要である。

## **基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる**

物質的に豊かで便利な現在の生活は、同時に大気汚染や交通騒音、みどりの減少や二酸化炭素の排出など、様々な環境への負荷を生み出している。杉並区を構成している事業者、区民等は、全てが環境破壊による被害者となる側面を有しているのみならず、その一方で環境問題の発生の原因者であることを忘れてはいけない。行政はもちろん、区民や事業者などあらゆる主体が、「持続可能な環境住宅都市 杉並」の実現のための主役として、力を合わせて取り組んでいくことが、必要不可欠である。

区民、事業者、区がともに環境を考え、主体的に行動していくためには、まず、目標と情報を共有していくことが重要である。環境活動に関する情報が環境に関心の高い層のみならず、より多くの区民に届き、行動につながるように、情報提供の一層の充実、情報発信の工夫を図ることが求められる。たとえば、映像を使ったPRや、SNSやスマートフォン用アプリケーションの活用など、働きかける対象に応じて、様々な情報媒体の活用を進めるべきと考える。さらには、環境問題解決のために何をしたらよいかを、区民や団体同士で話し合う場づくりも重要である。

環境問題について自ら考え、行動する人を育てる環境教育は、すべての環境施策の基礎となるものである。特に若年層への環境教育は重要であり、今後も学校教育との連携や環境団体等との協働を進めながら、一層の拡充を図ることが必要である。併せて、成人向けの環境学習の機会の拡大を図ることが求められる。

環境活動を活性化していくためには、区民、事業者、NPO等、区のそれぞれが連携して取組を進め、相乗効果を発揮するような仕組みが求められる。

また、活動の促進の役割を担う人（ファシリテーター）や、様々な認識を持つ人や組織間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人（コーディネーター）などの人材を育てていく必要がある。

環境情報館については、情報発信の充実を図り、区民や環境団体等の環境学習・活動を支援・拡大するための総合的な拠点としての役割と機能をさらに充実させるため、「すぎなみ環境情報館のあり方検討会」の意見を踏まえた事業の見直しを着実に進める必要がある。

## 4 計画の進行管理

計画を確実に推進していくためには、目標達成に向けた事業の実施状況をはじめ、区民、事業者、区、それぞれの取組状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要である。

これまで、「杉並区環境白書」を毎年度発行し、進捗状況の公表、環境清掃審議会への報告等が行われてきたところである。しかし、事業者や区民等を巻き込んだ評価や進行管理という点では十分とは言えず、今後は、行政データはもとより、区民、事業者、NPOなどの各主体の取組状況の情報にもとづいて取組の進捗状況を把握し、公民協働による計画の継続的な点検・評価・見直しを行うことが求められる。このため、公民協働による計画の進行管理が行えるような体制づくりについて検討する必要がある。例えば、当審議会に部会を置き、行政とともに公民協働での計画の進行管理を行うことを試行し、その成果等を踏まえ、公民協働による取組の「すぎなみ方式」へと発展させるべきである。

なお最後に、本計画は平成33年度までの計画であるが、「持続可能な環境住宅都市 杉並」を創り上げていくためには、今後、より長期的な将来を展望したビジョンを掲げ、そこを目指した短期・中期・長期の取組を体系的にとりまとめていくような計画の策定を目指すべきではないか、といった意見が提示されたことを付言しておく。

【資料】環境目標・成果目標の達成状況と主な取組

基本目標Ⅰ 持続的発展が可能なまちをつくる

環境目標	単位	実績				目標	備考
		20年度	21年度	22年度	23年度	25年度	
太陽光発電普及率	%	0.5	0.6	1.1	1.5	2.0	杉並区助成設置件数/杉並区内戸建住宅数
二酸化炭素排出量	万t-CO <sub>2</sub>	160 (18年度)	176.6 (19年度)	172.6 (20年度)	165.3 (21年度)	146.2	特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量」
区民一人1日あたりのごみ排出量	g	565	554	548	541	340	ごみ(可燃+不燃+粗大)÷杉並区の人口(10月1日現在、外国人を含む)÷365日
リサイクル率(資源回収率)	%	26	26.6	26.6	26.8	50.0	((区資源回収量+集団回収量)÷(家庭ごみ量+区資源回収量+集団回収量))×100
マイバッグ等持参率	%	32	33.3	29.2	28.1	60.0	

成果目標	単位	実績			目標	備考
		21年度	22年度	23年度	25年度	
太陽光発電普及率	%	0.6	1.1	1.5	2.0	杉並区助成設置件数/杉並区内戸建住宅数
二酸化炭素排出量	万t-CO <sub>2</sub>	176.6 (19年度)	172.6 (20年度)	165.3 (21年度)	146.2	
省エネルギー相談窓口、出前ミニ講座の年間開催回数	回	46	35	38	49	
地域省エネルギー等懇談会の年間開催回数	回	3	3	4	4	
区民一人1日あたりのごみ排出量	g	554	548	541	340	区収ごみ(可燃+不燃+粗大)÷杉並区の人口÷365日
家庭ごみの処理施設年間搬入量	t	109,193	107,793	106,490	67,388	区収ごみ(可燃+不燃+粗大)処理施設年間搬入量
マイバッグ持参率60%達成店舗数	店舗	49	49	49	230	レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例の対象事業所のうち、マイバッグ持参率60%達成店舗数
プラスチック製容器包装年間回収量(ペットボトルを除く)	t	4,573	4,485	4,393	5,200	
集団回収における資源年間回収量	t	6,406	6,364	6,610	9,000	
グリーン購入率	%	100	99	97	100	区役所におけるグリーン購入率

【主な取組】

- 平成15年度から一般個人住宅向けに太陽光発電機器に対する設置助成開始。平成24年度には助成対象を賃貸住宅を所有している区民、区内中小事業者、区内共同住宅の管理組合にも拡大
- 平成21年度に太陽熱温水器及び高効率給湯器設置助成開始
- 省エネルギー知識の普及啓発のため、環境団体と協力して、省エネルギー相談窓口や出前ミニ講座を開催
- 区役所のエントランスホール、地下駐車場、トイレのほか、一部の区立小・中学校の体育館の照明をLEDに改修
- 平成20年度からプラスチック製容器包装分別回収開始
- 分別方法の周知のため、「ごみ・資源の収集カレンダー」を各戸配布
- 「ごみパッケン」等の清掃情報紙、HP等でごみの減量や分別の必要性、コスト等について周知
- 資源化推進のため、集団回収団体の活動支援(報奨金、物品支給等)
- 古紙持ち去り防止対策として持ち去り違反者に対して罰金(平成21年度～)
- コンポスト容器と生ごみ処理機購入費の一部を助成
- 「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」施行(平成20年)
  - マイバッグ推進連絡会と連携し、マイバッグキャンペーンや地域イベントでの啓発活動を実施
- 「中学生ごみ会議」(平成15～21年度)を「中学生環境サミット」と改めて開催

## 基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

環境目標	単位	実績				目標	備考
		20年度	21年度	22年度	23年度	25年度	
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )濃度年平均値	ppm	0.032	0.029	0.029	0.026	0.030	区役所測定ポイント
光化学スモッグ被害届出者数	人	0	0	0	0	0	
交通の安全性がよいと思う人の割合	%	65.1	68.0	68.2	64.9	95.0	区民意向調査より
河川水質調査(神田川乙女橋BOD年平均値)	mg/L	0.8	0.7	1.0	1.4	0.8	
化学物質調査(大気ダイオキシン類年平均値)	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.035	0.028	0.036	0.030	0.030	
公害等相談件数	件	248	245	220	226	200	
騒音や排気ガスが少ないと思う人の割合	%	54.6	58.3	59.9	61.4	70.0	区民意向調査より

成果目標	単位	実績			目標	備考
		21年度	22年度	23年度	25年度	
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )濃度年平均値	ppm	0.029	0.029	0.026	0.030	区役所測定ポイント
自転車駐車場整備台数(民間設置含む)	台	30,723	32,530	32,797	34,600	
南北バス「すぎ丸」年度1日平均利用者数	人	2,867	2,910	2,927	3,000	
光化学スモッグ被害届出者数	人	0	0	0	0	
区立幼稚園、学校における光化学スモッグ被害発生数	人	0	0	0	0	
大気ダイオキシン類平均濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.028	0.036	0.030	0.030	
適正管理化学物質の環境への排出量	kg/年	8,870 (20年度)	11,100 (21年度)	14,219 (22年度)	10,000	
大気中のアスベスト濃度	本/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.3未満	
神田川乙女橋BOD(生物化学的酸素要求量)年平均値	mg/L	0.7	1.0	1.4	0.8	
地下水調査年間実施数	ヶ所	31	31	29	31	
夜間騒音測定値(和田2丁目付近)	デシベル	73	68	68	70	
公共溝渠維持補修率	%	100	100	100	100	
地盤沈下量	m	0.0037 (隆起)	△ 0.0088	-	0	

### 【主な取組】

- 低公害・低燃費車の普及拡大を事業者へ要請。低公害車導入の啓発ポスター等の掲示、事業者への送付。
- 都市計画道路一部区間のバリアフリー整備、無電柱化整備。
- 自転車駐車場収容台数の増、既存駐車場設備の大規模改修
- 大気汚染常時監視(区内4地点)、自動車騒音常時監視(7地点)
- 自動車交通騒音振動の移動調査、自動車排気ガス大気汚染移動調査実施
- 区立施設における高効率熱源機器やボイラー燃料の良質燃料への転換、低NO<sub>x</sub>型機器導入
- 庁有車更新時に低公害車を導入。ノーカーデー(毎週水曜日)の実施。
- 気管支ぜんそく等を対象とする医療費助成実施
- 学校の受水槽やプールの水質などの検査、教室内の空気環境検査、ホルムアルデヒドなど空気中の化学物質濃度検査を内容とした環境衛生検査を実施
- 大気に関するダイオキシン調査を年4回、井草森公園、南荻窪図書館、郷土博物館で実施
- 河川に関するダイオキシン調査を年2回、区内3河川4か所で行う
- 有害化学物質等については都条例に基づき、事業者から報告を受けるとともに、排出量の削減を指導
- 飛散性吹き付け石綿等の除去工事の届出に対応して立入調査、指導
- ダニアレレルゲンやホルムアルデヒド等の室内環境調査実施
- 有害物質を扱っていた工場、指定作業場の廃止時に土壌汚染調査の実施を指導
- 神田川、善福寺川、妙正寺川の区内3河川で年4回の水質調査を実施
- 定点観測井戸の水質調査実施(29井戸)
- 水質汚濁防止のため、区施設内における生ごみの分別排出徹底、洗剤使用量の適正化推進
- 騒音規制法等の規定に基づき、事業所や建設作業から発生する騒音や振動については、実態を正確に調査した上で、近隣への配慮や防止対策を記載した冊子による啓発活動など必要な指導を実施
- 一定規模以上の地下水揚水施設を有する事業者から地下水揚水量の報告受理

### 基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる

環境目標	単位	実績				目標	備考
		20年度	21年度	22年度	23年度	25年度	
接道部緑化率	%	23.0 (19年度)	-	-	-	25.0 (30年度)	杉並区みどりの実態調査報告書より
緑が豊かだと思ふ人の割合	%	82	83.7	84.4	85.5	90.0	区民意向調査より
区の緑被率	%	21.84 (19年度)	-	-	-	23.0 (30年度)	杉並区みどりの実態調査報告書より
みどりと水(河川等)のふれあいがよいと思ふ人の割合	%	67.3	69.0	71.2	71.7	75.0	区民意向調査より
区民農園年間利用者数	人	1,700	1,724	1,807	1,807	1,700	13区民農園貸出区画数

成果目標	単位	実績			目標	備考
		21年度	22年度	23年度	25年度	
区立公園面積	ha	55.8	60.0	60.6	60.5	
農地面積	ha	50.72	50.34	48.83	51.00	農地台帳より
生産緑地面積	ha	38	38	37	38	生産緑地地区の面積
保護樹木	本	1,796	1,764	1,749	1,900	保護樹木として指定している本数
保護樹林	ha	50	47	47	60	保護樹林として指定している面積
生き物生息場所の保全・創出箇所	ヶ所	16	17	19	24	生き物生息場所として公共施設に設置したビオトープの数
動植物生息状況調査報告書発行		検討	検討	検討	5年ごとに発行	5年ごとに報告書発行
親水施設のある公園の数	園	10	10	10	15	
みどりのボランティア数	人	916	989	1,081	1,297	累計
区民農園面積	ha	2.60	2.60	2.60	2.60	農地台帳
自然観察会年間参加者数	人	99	176	111	250	

#### 【主な取組】

- 高円寺エリアをみどりのベルトモデル地区に指定し、民有地の接道部緑化を推進
- 樹木、樹林、生がき等の保護のため、一定基準以上のみどりについては保護指定し、維持管理経費の一部を助成
- 市民緑地契約を締結し、下井草いこいの森、清水いこいの森を公開しながら維持管理
- 建築行為を行う際には緑化基準に従い、緑化計画の指導を実施
- 生けがき道づくりモデル事業実施
- 区内の貴重な樹木の所有者と協定を結び、貴重木保全の必要経費の一部を助成
- みどりの保全及び緑化の推進を図るための「みどりの基金」の積立、運用
- 防災機能を備えた桃井原っぱ公園を平成23年4月に開園
- 身近な公園として、坂の上のけやき公園、Aさんの庭、高円寺北一みどり公園、和田さくらの坂公園を造成
- 東京電力グランド跡地を取得。その周辺地域を公園として整備するため、下高井戸公園として都市計画決定
- 8か所の企業グラウンドのうち5か所を都市計画公園として保全
- 公共施設に雨水浸透施設を設置、民間施設に対して設置指導
- 校庭緑化やエコスクール改修を実施
- 公園整備にあたっては、既存樹木を活用、多種多様な樹木を植生
- 善福寺川でみられる鳥の生態状況把握のために、小学生などによる水鳥一斉調査を実施
- 池や草地などを公共施設等の敷地の一角に設置し、貴重種の生育場所を設けるとともに、貴重種の植物が自生する場所を保全
- 「身の周りの自然調査員」を募集、また小学生にも参加を呼びかけ、区民参加による自然環境調査を実施
- 「Aさんの庭」「桃井原っぱ公園」造成にあたり、池や流れ施設を整備
- 区内体験型農園への助成実施(1件)、区民農園の運営(13か所)
- みどりのボランティア登録者の募集、活動PR、ボランティア間の情報交換・交流を深めるための全体会の開催
- 「みどりの新聞」発行や緑化副読本の配布、みどりのイベント、落ち葉感謝祭、みどりの講座等を実施
- 総合的な学習、学校行事等において自然体験活動や農業体験学習を実施
- 塚山公園内にみどりの相談所を開設

## 基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる

環境目標	単位	実績				目標	備考
		20年度	21年度	22年度	23年度	25年度	
吸殻の散乱状況(中杉通り・高南通り)	本	200	183	103	90	50	年4回調査実施(平均値)
杉並・わがまちクリーン大作戦年間参加者数	人	8,841	9,755	13,562	16,751	12,000	
花咲かせ隊等登録団体数	団体	145	157	160	159	155	
町並みの美しさや落ち着きがあつてよいと思う人の割合	%	73.8	74.9	76.1	77.0	80.0	区民意向調査より
買い物の便がよいと思う人の割合	%	83.1	84.3	86.8	84.1	90.0	区民意向調査より

成果目標	単位	実績			目標	備考
		21年度	22年度	23年度	25年度	
道路年間清掃距離数	km	1,629	1,720	1,732	1,594	清掃実施延長
放置自転車台数	台	1,754	1,608	1,773	1,500	年5回平日晴天日の午後2時時点で調査した平均値
集積所カラス被害率	%	2.05	0.30	0.12	1.00	被害箇所数/集積所数
杉並・わがまちクリーン大作戦の年間参加者数	人	9,755	13,562	16,751	12,000	
ポイ捨て吸殻本数(高南通り・中杉通り)	本	183	103	90	50	2点間計測による吸殻のポイ捨て本数
駅周辺整備箇所数	ヶ所	3	7	7	7	累計
電線類地中化整備道路延長	m	330	330	330	1,090	生活道路での電線類地中化完成延長の累計
商店街等によるLED装飾灯の建設件数	基	28	54	188	250	商店街装飾灯を建替えてLED化した数
花咲かせ隊・公園育て組	団体	157	160	159	155	

### 【主な取組】

- 雨水樹、区道、区立公園、公衆便所の清掃
- 放置自転車の撤去、放置防止協力員等による警告札の貼付、放置防止クリーンキャンペーンなどの放置防止啓発
- カラス等によるごみ集積所の被害防止のため、カラスネット、折りたたみ式ごみ収集ボックスの配布、黄色いごみ袋の普及や周知活動を実施
- 不適切などみ排出者に対して、ごみの分別方法を指導
- 地域清掃活動を行う団体への支援(ごみ袋等の提供)
- 屋外広告物をまちに調和した美しいものにするよう啓発するとともに、違反広告物の撤去を実施
- 犬のマナープレートの作成・配布、犬のしつけ教室の実施、動物適正飼養の普及啓発冊子の作成・配布
- 路上禁煙地区内での路上喫煙行為に対する過料徴収、巡回パトロールの実施
- 景観条例施行(平成21年4月)、景観計画(平成22年4月策定)に基づき建築等の行為の届出、事前協議制度を運用
- 区民の景観に対する意識を高めるため景観週間やシンポジウムを開催
- 駅周辺の景観を魅力あるものとし、地域のシンボル空間としての充実を図るため駅周辺整備を実施。22年度までに7か所(久我山駅、下井草駅、西永福駅、高円寺駅、荻窪駅、永福町駅、阿佐ヶ谷駅)の整備が完了
- 商店街カラー舗装整備(久我山南銀座会、商店街振興組合久我山商店会、西荻東銀座会)
- 商店会に対し、装飾灯のLED化助成
- 二酸化炭素排出抑制を図るため、街路灯を水銀ランプからセラミックメタルハライドランプに改修
- 花咲かせ隊、公園育て組への支援
- 校舎改築等公共建築物の建設にあたっては、景観づくりに配慮。また、統一デザインで整備してきた公共サインのメンテナンスを実施。
- 区民団体等と協力しながら、史跡めぐり、郷土芸能大会などを実施

## 基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる

環境目標	単位	実績				目標	備考
		20年度	21年度	22年度	23年度	25年度	
清掃に関する意見交換会参加者数	人	188	437	631	756	1,000	
環境基本計画の目標達成率	%	93.5	98.18	99.10	98.20	100	
生活環境全般をよいと思う人の割合	%	87.6	91.9	91.4	91.3	95.0	区民意向調査より
杉並区が住みよいと思う人の割合	%	94.9	95.5	95.4	94.7	100.0	区民意向調査より
二酸化炭素排出量	万t-CO2	160 (18年度)	176.6 (19年度)	172.6 (20年度)	165.3 (21年度)	146.2	(再掲)基本目標Ⅰ
区民一人1日あたりのごみ排出量	g	565	554	548	541	340	(再掲)基本目標Ⅰ
区の緑被率	%	21.84 (19年度)	-	-	-	23.0 (30年度)	(再掲)基本目標Ⅲ

成果目標	単位	実績			目標	備考
		21年度	22年度	23年度	25年度	
環境情報館ホームページ年間アクセス数	件	45,049	35,170	24,710	80,000	
清掃車出前学習年間実施回数	回	22	16	18	20	
省エネナビやワットアワーメーターの年間貸出件数	件	30	30	34	50	

### 【主な取組】

- すぎなみ環境情報館(平成16年度開館)において、環境団体による各種講座、講習会、イベント等を開催
- 環境団体との協働により環境講座、学校教育支援、親子環境教室を開催
- 小学校や保育園等で、中身が見える清掃車(カットカー)や紙芝居を使用した出前学習を実施
- 児童・生徒の地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めることを目的とした「CO2削減アクションプラン」の取組実施
- キッズISOを平成13～23年度に実施
- 環境清掃審議会に環境施策に関する情報提供や事務事業の進捗状況、各種調査結果等を報告
- 「すぎなみ環境賞」(~21年度)「マイバッグコンテスト」(~22年度)
- 「杉並区環境・省エネ対策実施プラン」に基づく区役所省エネルギー行動の実践
- すぎなみ環境情報館を拠点として活動する環境団体に対する施設の優先利用、「環境団体連絡会」における情報交換・提供
- 区民、事業者、NPOの環境への取り組みや活動の成果などを発表し合う場として、環境博覧会を平成13年度から実施(22, 23年度は会場の都合等により開催を見合わせた)
- NPOが活動しやすい環境を整えるため、NPO支援基金による活動資金助成や、NPO支援センター等の活動拠点の提供を実施
- 季節に応じた様々な動植物の情報を掲載した「すぎなみの街と自然」を発行
- 家庭における省エネルギーの取組を推進するため、使用電力量などが確認できる省エネナビ等の機器の貸出を実施